

〇〇〇〇ネーミングライツ付与契約書（ひな形）

大阪市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が管理する●●●●にかかるネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という。）を乙に付与するに際し、次のとおり●●●●ネーミングライツ付与契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツにかかる愛称の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を●●の維持管理に活用するため、提案型ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料（協賛金）を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の●●●●を対象とするものとする。

対象施設 正式名称	所在
●●●●	●区●●

2 乙は、事前に甲に提案し、甲の書面による承認を得た名称（以下「本件名称」という。）を対象施設「●●●●」（以下「対象施設」という。）の愛称名として命名することができる。

対象施設 正式名称	愛称名
●●●●	●●●●

3 乙は、本契約書第5条第1項に基づき、対象施設に本件名称を含む愛称にかかる名称標示を設置することができる。

4 乙は、対象施設にかかるネーミングライツの保有者であることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は●年間とし、●年●月●日から●年●月●日までとする。

2 乙の愛称標示開始日は、●年●月●日以降とする。

3 契約期間満了後、引き続きネーミングライツにかかる愛称の命名権の付与を受けようとするときは、乙は期間満了前90日までに甲へ申請しなければならない。甲は、申請受付後、必要な手続きを経て、乙へ優先交渉権を付与する。

（契約料と支払等）

第4条 本契約に基づく契約料は、1年間当たり金●●円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む）とする。ただし、名称標示が可能な期間（実際に乙が標示しているか否かを問わない）が1年間に満たない場合には、日割りで算出するものとする。

- 2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とする。ただし、契約年度分の納付期限については、甲が請求を行った日から原則2週間以内とする。
- 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、契約料に税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年3月19日条例第12号）に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。
- 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

（役務の提供）

第5条 乙は、本契約書第2条各項に基づき対象施設に愛称を命名することの対価として、対象施設において、●月から●月末までの間に●回の●●●●を乙の負担により実施し、実施後直ちに、乙は、甲に対し実施報告書とその都度提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の実施する役務提供を金●●●●円相当と評価する。
- 3 乙は、甲からの役務提供の実施にかかる必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応じるものとする。
- 4 乙は、甲から立会いを求められた場合は、これに応じるものとする。

（名称の標示）

第6条 乙は、甲の書面による承認を受け、対象施設に名称標示を設置することができる。ただし、名称標示の設置費用及び維持修繕に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 乙は、本契約が終了したとき、甲の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により、名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 3 名称標示のデザイン及び設置場所仕様等の詳細については、乙は、甲の書面による承認を受けるものとする。
- 4 乙は、名称標示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで、清掃等を実施することができる。
- 5 事故その他の事由により対象施設が損傷し、名称標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。

（名称の変更）

第7条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から書面による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(知的財産権)

第8条 乙が本件名称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(本契約の解除)

第10条 甲は、乙に次のような事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。

- (1) 乙から、指定する期日までに契約料の納付がないとき
- (2) 乙に、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (3) 乙について、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手續開始の申立てがなされたとき
- (4) 乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
- (5) 乙が、対象施設の使用期間満了、その他により対象施設の使用権限を失ったとき

- 2 乙は、前項に該当し本契約を解除された場合には、直ちに、甲の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

- 3 甲は、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本件契約を解約することができるものとし、乙は、直ちに自らの責任により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。ただし、費用負担については甲・乙協議により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義等に関する協議)

第12条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲・乙協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号
ATC ビル ITM 棟 10 階
大阪市
契約担当者
大阪港湾局長

乙